

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書

財務大臣殿

(日本銀行経由)

( 年 月末現在)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
報告者：名称及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
責任者の氏名 \_\_\_\_\_  
担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
ミャンマー														
中国														
香港														
インド														
インドネシア														
北朝鮮														
韓国														
ラオス														
マレーシア														
ネパール														
パキスタン														
フィリピン														
シンガポール														
スリランカ														
台湾														
タイ														
ベトナム														
その他														
アジア州計														

- (記入要領) 1. 西暦により記入すること。 (1)  
2. 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

(日本産業規格 A 3)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： \_\_\_\_\_

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建												円 建	
							う ち 非 銀 行							
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	うち 非銀行	
アルゼンチン														
ボリビア														
ブラジル														
チリ														
コロンビア														
コスタリカ														
エクアドル														
メキシコ														
ニカラグア														
ペルー														
ウルグアイ														
ベネズエラ														
その他														
ラテンアメリカ計														
クウェート														
カタール														
サウジアラビア														
アラブ首長国連邦														
バーレーン														
イラン														
イラク														
リビア														
オマーン														
エジプト														
イスラエル														
ヨルダン														
レバノン														

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： \_\_\_\_\_

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建												円 建	
							う ち 非 銀 行							
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	うち 非銀行	
シリア														
イエメン														
その他														
中近東計														
アルジェリア														
エチオピア														
ガボン														
コートジボワール														
ケニア														
モロッコ														
リベリア														
ナイジェリア														
ニジェール														
セネガル														
コンゴ民主共和国														
タンザニア														
南アフリカ														
ザンビア														
エスワティニ														
その他														
アフリカ州計														

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： \_\_\_\_\_

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
ベルギー														
ルクセンブルク														
フランス														
ドイツ														
イタリア														
オランダ														
スウェーデン														
スイス(B I Sを含む)														
ガーンジー														
ジャージー														
マン島														
英国														
オーストリア														
デンマーク														
アイルランド														
アイスランド														
スペイン														
ポルトガル														
フィンランド														
ノルウェー														
ギリシャ														
トルコ														
セルビア														
クロアチア														
スロベニア														
旧ユーゴスラビア														
その他														
西欧諸国計														

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： \_\_\_\_\_

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建												円 建	
							う ち 非 銀 行							
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
アルバニア														
ブルガリア														
チェコ														
スロバキア														
旧チェコ・スロバキア														
ハンガリー														
ポーランド														
ルーマニア														
エストニア														
ラトビア														
リトアニア														
アルメニア														
アゼルバイジャン														
ベラルーシ														
ジョージア														
カザフスタン														
キルギス														
モルドバ														
ロシア														
タジキスタン														
トルクメニスタン														
ウクライナ														
ウズベキスタン														
旧ソ連														
その他														
東欧諸国計														

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： \_\_\_\_\_

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
カナダ														
米国														
バハマ														
バミューダ諸島														
ケイマン諸島														
キューバ														
ジャマイカ														
蘭領アンチル														
パナマ														
トリニダード・トバゴ														
その他														
カリブ海諸国計														
オーストラリア														
ニュージーランド														
パプアニューギニア														
フィジー														
その他														
大洋州計														
国際機関計														
その他														
対非居住者合計														
うち 外国中央銀行 ・公的通貨当局														
対居住者														

(裏面)

(記入要領)

- 1 本報告書は、特別国際金融取引勘定承認銀行等の本邦店の非居住者及び居住者に対する債権及び債務を対象とし、下記に従い作成すること。
  - (1) 報告に当たっては外国通貨計、米ドル、英ポンド、スイス・フラン、ユーロ、その他外国通貨及び円建に区分すること。ユーロ参加国通貨建の債権、債務がある場合には、「ユーロ」欄に含めて記入すること。なお、それぞれについて「非銀行」に対する分を内書すること。
  - (2) 債権債務ともに短期及び中長期に区分し、短期は原契約期間が1年以内のものを、中長期は同1年を超えるものを記入すること。
- 2 (1) 外貨建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(外貨建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
  - (2) 円建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(円建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
  - (3) 非居住者に対する債権債務の各合計額のうち「外国中央銀行及び公的通貨当局」に対する分を内書すること。
- 3 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計を記入すること。
- 4 報告単位は百万米ドル単位(小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入)とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。